○内閣府令第三十一号

私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和二十二年法律第五十四号）第八章第一節の規定及び公正取引委員会事務総局組織令（昭和二十七年政令第三百七十三号）を実施するため、公正取引委員会事務総局組織規則の一部を改正する内閣府令を次のように定める。

平成二十五年五月十六日

内閣総理大臣　安倍　晋三

公正取引委員会事務総局組織規則の一部を改正する内閣府令

第五条の見出し中「相談指導室」の下に「並びに上席転嫁対策調査官」を加え、同条第一項中「相談指導室」の下に「並びに上席転嫁対策調査官一人」を加え、同条に次の一項を加える。

6　上席転嫁対策調査官は、命を受けて、消費税の転嫁を阻害する行為の調査に関する事務に従事する。

第六条の見出し中「並びに企画官」を削り、同条第一項中「並びに企画官一人」を削り、同条第四項を削り、同条第五項を同条第四項とする。

附則第二条を次のように改める。

（上席転嫁対策調査官の設置期間の特例）

第二条　上席転嫁対策調査官は、平成二十九年三月三十一日まで置かれるものとする。

附　則

この府令は、公布の日から施行する。

○内閣府令第三十二号

警察法（昭和二十九年法律第百六十二号）第二十七条第四項の規定に基づき、並びに同法及び警察庁組織令（昭和二十九年政令第百八十号）を実施するため、警察法施行規則の一部を改正する内閣府令を次のように定める。

平成二十五年五月十六日

内閣総理大臣　安倍　晋三

警察法施行規則の一部を改正する内閣府令

警察法施行規則（昭和二十九年総理府令第四十四号）の一部を次のように改正する。

目次中「第十四条」を「第十五条」に、「第十五条―第十九条」を「第十六条―第二十条」に、「第二十条―第三十六条」を「第二十一条―第三十七条」に、「第三十七条―第四十一条」を「第三十八条―第四十二条」に、「第四十二条―第四十五条」を「第四十三条―第五十二条」に、「第五十条―第五十五条」を「第五十三条―第五十六条」に、「第五十四条―第七十九条」を「第五十七条―第八十三条」に、「第八十条―第百条」を「第八十四条―第百四条」に、「第百一条―第百二十条」を「第百五条―第百二十四条」に、「第百二十一条―第百四十九条」を「第百二十五条―第百五十三条」に、「第百五十条―第百五十九条」を「第百五十四条―第百六十三条」に、「第百六十条」を「第百六十四条」に改める。

第百六十条を第百六十四条とする。

第二章第三節第二款中第百五十九条を第百六十三条とし、第百五十八条を第百六十二条とする。

第百五十七条中「第百四十条第三号」を「第百四十四条第三号」に改め、同条を第百六十一条とする。

第百五十六条中「第百三十九条各号」を「第百四十三条各号」に改め、同条を第百六十条とする。

第百五十五条中「第百三十八条各号」を「第百四十二条各号」に改め、同条を第百五十九条とする。

第百五十四条を第百五十八条とし、第百五十三条を第百五十七条とする。

第百五十二条中「第百三十七条各号」を「第百四十一条各号」に改め、同条を第百五十六条とする。

第百五十一条を第百五十五条とし、第百五十条を第百五十四条とする。

第二章第三節第一款中第百四十九条を第百五十三条とし、第百四十八条を第百五十二条とする。

第百四十七条中「第五十九条及び第六十条」を「第六十二条及び第六十三条」に改め、同条を第百五十一条とする。

第百四十六条を第百五十条とし、第百二十一条から第百四十五条までを四条ずつ繰り下げる。

第二章第二節第三款中第百二十条を第百二十四条とし、第百一条から第百十九条までを四条ずつ繰り下げる。

第二章第二節第二款中第百条を第百四条とする。

第九十九条第二項中「第九十条第二号、第九十一条第二号、第九十二条第二号及び第九十三条第四号」を「第九十四条第二号、第九十五条第二号、第九十六条第二号及び第九十七条第四号」に改め、同条を第百三条とする。

第九十八条を第百二条とし、第八十条から第九十七条までを四条ずつ繰り下げる。

第二章第二節第一款中第七十九条を第八十三条とし、第七十六条から第七十八条までを四条ずつ繰り下げる。

第七十五条を第七十八条とし、同条の次に次の一条を加える。

（取調べ技術総合研究・研修センター）

第七十九条　警察大学校に、取調べ技術総合研究・研修センターを置く。

2　取調べ技術総合研究・研修センターは、警察職員に対し、被疑者その他の者の取調べの技術に関する学術の総合的な研修を行い、及びこれに必要な調査研究を行う。

3　取調べ技術総合研究・研修センターに、所長を置く。

4　所長は、警察大学校長の命を受け、取調べ技術総合研究・研修センターの事務を処理する。

5　取調べ技術総合研究・研修センターに、所長のほか、教授及び助教授を置く。

6　教授は、学生の研修に当たり、及び研究に従事する。

7　助教授は、教授の職務を助ける。

第七十四条を第七十七条とし、第五十四条から第七十三条までを三条ずつ繰り下げる。

第二章第一節第七款中第五十三条を第五十六条とする。

第二章第一節第六款中第五十二条を第五十五条とし、第五十一条を第五十四条とし、第五十条を第五十三条とする。

第二章第一節第五款中第四十九条を第五十二条とし、第四十八条を第五十条とし、同条の次に次の一条を加える。

（外事技術調査室）

第五十一条　警備局外事情報部外事課に、外事技術調査室を置く。

2　外事技術調査室においては、令第四十条に掲げる事務のうち技術的事項に係るものの調査及び企画に関する事務をつかさどる。

3　外事技術調査室に、室長を置く。

4　室長は、命を受け、外事技術調査室の事務を掌理する。

第四十七条を第四十九条とし、第四十三条から第四十六条までを二条ずつ繰り下げる。

第四十二条を第四十三条とし、同条の次に次の一条を加える。

（サイバー攻撃対策官）

第四十四条　警備局警備企画課に、サイバー攻撃対策官一人を置く。

2　サイバー攻撃対策官は、命を受け、令第三十七条第七号及び第八号に掲げる事務をつかさどる。

第二章第一節第四款中第四十一条を第四十二条とし、第三十七条から第四十条までを一条ずつ繰り下げる。

第二章第一節第三款中第三十六条を第三十七条とし、第二十条から第三十五条までを一条ずつ繰り下げる。

第二章第一節第二款中第十九条を第二十条とし、第十五条から第十八条までを一条ずつ繰り下げる。

第二章第一節第一款中第十四条を第十五条とし、第五条から第十三条までを一条ずつ繰り下げる。

第四条を削る。

第三条中「第八条第六号、第十二号」を「第八条第十二号」に改め、同条を第五条とする。